

【Web 資料Ⅱ－⑧ 障害者に対する就労支援】

1. 障害者雇用促進法（本文の補足）

障害者雇用促進法（Ⅱ－4（1））は、その第2章「職業リハビリテーションの推進」において、職業リハビリテーションの原則（8条）を定めるとともに、職業リハビリテーションにかかわる組織等に関する規定を設けている（公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター）。

（1）職業リハビリテーションの原則

職業リハビリテーションの措置は、障害者各人の障害の種類および程度ならびに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施されなければならない（障害雇用8条1項）。また、職業リハビリテーションの措置は、必要に応じ、医学的リハビリテーションおよび社会的リハビリテーションの措置との適切な連携の下に実施されるものとされる（同条2項）。

（2）公共職業安定所

公共職業安定所は、求人の開拓等（障害雇用9条）、職業指導等（同11条）、適応訓練（同13条。都道府県が行う）を受けることについてのあっせん（同14条）、就職後の助言・指導（同17条）、事業主に対する助言・指導（同18条）を行う。

ハローワークにおける障害者の就労支援（厚生労働省 HP）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/26.pdf>

公共職業安定所が行う地域障害者就労支援事業（厚生労働省 HP）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/15.pdf>

（3）障害者職業センター

厚生労働大臣は、障害者の職業生活における自立を促進するため、障害者職業センター（障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センター）の設置および運営の業務を行う（障害雇用19条1項）。また、厚生労働大臣は、その業務の全部または一部を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる（同条2項）。

障害者職業センターには、障害者職業カウンセラー（障害雇用24条）が配置される。

①障害者職業総合センター 障害者職業総合センターは、職業リハビリテーション関係施設の中核的機関であり、次の業務等を行う（同20条）。

- ・職業リハビリテーション（職業訓練を除く）に関する調査・研究。
- ・障害者の雇用に関する情報の収集、分析、提供。
- ・障害者職業カウンセラーおよび職場適応援助者の養成・研修。

- ・広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター（後述）その他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助。
 - ・これらに付随する業務等。
- 障害者職業総合センターは、全国に1か所、千葉県に設置されている。

②広域障害者職業センター　広域障害者職業センターは、広範囲の地域にわたり系統的に職業リハビリテーションの措置を受けることを必要とする障害者に関して、障害者職業能力開発校、療養施設（独立行政法人労働者健康福祉機構法12条1項1号）、リハビリテーション施設（同項7号）等と密接に連携しつつ、厚生労働省令で定める障害者に対する職業評価、職業指導、職業講習と、それらを受けた障害者を雇用した／雇用しようとする事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行う（障害雇用21条）。

広域障害者職業センターは、全国に2か所、埼玉県（国立職業リハビリテーションセンター）と岡山県（国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）に設置されている。

③地域障害者職業センター　地域障害者職業センターは、都道府県の区域内において、次の業務等を行う（障害者雇用22条）。

- ・障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備訓練、職業講習。
- ・事業主に雇用されている知的障害者等に対する職場への適応に関する事項についての助言または指導。
- ・事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助。
- ・職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成・研修。
- ・障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助等。

地域障害者職業センターは、全国47都道府県に各1か所設置されており、加えて、5か所に支所が設置されている（旭川・多摩・豊橋・南大阪・北九州）。

地域障害者職業センターの概要（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/77.pdf>

（4）障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、都道府県知事が指定する一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、NPO等が運営する（障害雇用27条）。同センターは、次の業務等を行う（同28条）。

- ・職業生活における自立を図るために就業およびこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障害者（支援対象障害者）からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関（公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等）との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助。
- ・支援対象障害者が、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、その他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてのあっせん。

・その他、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務。

障害者就業・生活支援センターは、2014年7月1日時点で、全国で323か所設置されている。同センターには、就業支援担当者と生活支援担当者が配置される。

障害者就業・生活支援センター（厚生労働省 HP）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/14.pdf>

2. 職業能力開発促進法（本文の補足）

職業能力開発促進法（Ⅱ－3（2））は、障害者を対象とする職業訓練施設である、障害者職業能力開発校（職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、および職業能力開発促進センターにおいて職業訓練を受けることが困難な身体または精神に障害がある者等に対して行う、その能力に適応した普通職業訓練または高度職業訓練を行うための施設）に関する規定を設けている（15条の6～23条）。

障害者職業能力開発校は国が設置する（16条1項）。また、都道府県も同校を設置することができる（同条2項）。国が設置する障害者職業能力開発校は施行規則で規定されており、全国で13校ある（職能施行規則別表1）。そのうち、中央障害者職業能力開発校と吉備高原障害者職業能力開発校の運営は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している（職能16条4項、職能施行規則8条2項）。職業能力開発校や障害者職業能力開発校には、職業訓練指導員（職能27条の2～30条の2）が配置される。

また、2004年度より、一般の職業能力開発校への障害者の入校促進（バリアフリー化の促進、訓練コースの設置）や、地域の多様な委託先を活用した職業訓練（企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等）が実施されている。

3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）における就労支援サービス

障害者総合支援法（一部を除き 2013 年 4 月 1 日施行）における就労支援サービスとして、下記の事業をあげることができる。なお、障害者総合支援法については、近刊予定の『フロンティア社会保障法』（法律文化社）を参照。

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>就労を希望する65歳未満の障害者で、<u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u>に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>（利用期間：2年） ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>（利用期間：制限なし）</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>（利用期間：制限なし）</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p>	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態のない者</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者 ③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者 ④ ①、②、③に該当しない者で、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者 （平成27年3月末までの経過措置）</p>
報酬単価	<p>742単位 ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>522単位 ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>522単位 ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>

出典：厚生労働省 HP 「障害者の就労支援対策の状況」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/shurou.html>

4. 障害者が就職・定着するまでの標準的な支援（厚生労働省 HP）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/16.pdf>

5. 障害者の就労支援のためのメニュー一覧（厚生労働省 HP）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/30.pdf>